

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 商工振興課

許認可等の内容		栃木市勤労者体育センター利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市勤労者体育センター条例第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市勤労者体育センター条例第5条及び第6条
	参考事項	栃木市勤労者体育センター条例施行規則
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成29年 4月 1日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市勤労者体育センター条例抜粋 (利用の承認)</p> <p>第5条 センターを利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。</p> <p>(利用承認の制限)</p> <p>第6条 市長は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設、設備又は備品(以下「施設等」という。)を損傷し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。</p>	